(7) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.

(8) Contact Point for the notice: Tomonori Sakairi, General Administration Department, Corporate Service Unit, JAPAN POST BANK Co., Ltd. 1—1 Uchisaiwaicho, 2-Chome Chiyoda-ku, Tokyo 100—0011, Japan. TEL 03—3504—4870

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年8月3日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　大西　亘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ下部（その17）工事（電子入札対象案件）

(3) 工事場所　神奈川県横浜市栄区田谷町地先

(4) 工事内容

橋梁下部工

作業土工：１式

ＲＣ張出式橋脚　３基（Ｈ＝25.9m～41.3m）

ＲＣ逆Ｔ式橋台　１基（Ｈ＝10.9m）

（コンクリート　約6,000㎥、鉄筋　約1,300ｔ）

基礎工

場所打ち杭　77本

（φ1000　Ｌ＝17.0m　16本）

（φ1200　Ｌ＝15.5m　36本）

（φ1500　Ｌ＝15.5m　25本）

鋼管ソイルセメント杭　40本

（φ1200、Ｌ＝9.0m）

地盤改良工

深層混合処理　径2300㎜　約Ｌ＝17.2m　112本

仮設工　１式

(5) 工期　契約締結の翌日から平成30年３月30日まで。

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート　約6,000㎥、鉄筋　約1,300ｔ

(7) 本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10) 本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。(閲覧方法等の詳細は入札説明書による。)

(11) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

(12) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５(8)で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

(13) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

(14) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、本工事が下記(20)による施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事となった場合、中間前金払を選択することはできない。

(15) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

また、本方式の実施方式としては、イ「単価個別合意方式」(工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）ロ「包括的単価個別合意方式」（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が「単価個別合意方式」を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、「包括的単価個別合意方式」を適用するものとする。

なお、受注者が「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(16) 本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

(17) 本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。

(18) 本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

(19) 本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。

(20) 本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

ただし、本工事が低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合は、本試行の対象外とする。